

○環境省告示第七十号

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）第八条第八号の規定に基づき、動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目の一部を改正する件（平成二十四年一月環境省告示第四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十六年五月三十日

環境大臣 石原 伸晃

附則中「ねこ」を「猫」に、「平成二十六年五月三十一日」を「平成二十八年五月三十一日」に改める。